

保険·年金

社会保険等に加入していた被扶養者の方の国民健康保険税減免措置

社会保険等の加入者が後期高齢者医療制度に移行するとき、その被扶養者であった方は国 民健康保険に加入することになります。被扶養者であった期間は保険料の負担がなかったた め、新たな国民健康保険税の負担に対する減免措置があります。

対象者

上記内容に該当する65歳以上の方



申請

詳細については、担当にお問い合わせください。



内容

国民健康保険に加入された方の所得割は10割減免、均等割は5割減免(2割軽減が適用される世帯は3割減免)、加入者が1人の場合は平等割を5割減免(2割軽減が適用される世帯は3割減免)



問い合わせ先

保健福祉課 国保係 電話 77-8379 1階9番窓口

2

国民年金保険料の免除制度



病気などの経済的な理由や学生で収入がない等で保険料を納められないときは、申請により保険料の免除が受けられます。

対象者

- ●失業などにより収入が少なく支払が困難な方
- ●学生
- 5 0 歳未満で学生以外の方(納付猶予制度)



免除内容

全額免除、3/4免除、半額免除、1/4免除、納付猶予制度、学生納付特例制度

※申請後、年金事務所で前年の所得等を審査して、要件を満たしていれば承認を受けることができます。納付がむずかしい時には、未納のままにせず、年金担当にご相談ください。

申請に必要な物

- ●年金手帳または基礎年金番号通知書
- ●失業の場合は離職票など
- ●学生の場合は、在学証明書または学生証の写し

その他

全額免除、3/4免除、半額免除、1/4免除、納付猶予制度、学生納付特例制度

※申請後、年金事務所で前年の所得等を審査して、要件を満たしていれば承認を受けることができます。納付がむずかしい時には、未納のままにせず、年金担当にご相談ください。



問い合わせ先

保健福祉課 戸籍年金係 電話 77-8378 1階8番窓口